

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に係る届出事項を変更した旨の届出があった。

当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供するので、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる

令和5年8月15日

阪南市長 水野 謙二

## 1 届出の概要

### (1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）代表取締役 廣岡 聖司

（変更後）代表取締役 米原 まき

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別表1（変更前）のとおり

（変更後）別表1（変更後）のとおり

### (2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

阪南市黒田453番地の1

スーパーエバグリーン阪南店

### (3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原 まき

### (4) 変更年月日

令和3年2月21日

## 2 届出年月日

令和5年7月20日

## 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

### (1) 縦覧の期間

令和5年8月15日から令和5年12月15日まで

### (2) 縦覧の場所

阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所未来創生部まちの活力創造課

## 4 意見書の提出先

〒599-0292

阪南市尾崎町35番地の1  
阪南市役所未来創生部まちの活力創造課  
TEL 072-489-4508

別表1 (変更前)

小売業者の名称	店舗面積 ※	営業時間	主要販売 品目	代表者 (法人)	住所
エバグリーン廣基株式会社	2,941 m <sup>2</sup>	9:00~ 0:00	食品、 医薬品等	代表取締役 廣岡 聖司	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅 1590 番地
合計	2,941 m <sup>2</sup>	小売店舗に係る延 床面積		3,732 m <sup>2</sup>	

※届出している面積は、2,979 m<sup>2</sup>

別表1 (変更後)

小売業者の名称	店舗面積 ※	営業時間	主要販売 品目	代表者 (法人)	住所
エバグリーン廣基株式会社	2,941 m <sup>2</sup>	9:00~ 0:00	食品、 医薬品等	代表取締役 米原 まき	和歌山県有田郡湯浅町 大字湯浅 1590 番地
合計	2,941 m <sup>2</sup>	小売店舗に係る延 床面積		3,732 m <sup>2</sup>	

※届出している面積は、2,979 m<sup>2</sup>